

富加町介護予防拠点施設指定管理者募集要項

富加町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第8条に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。指定管理者は、富加町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例により指定します。

1 施設の概要

(1) 名称 ふれあいサロン どうだん

①所在地 富加町羽生1428番地1

②構造 鉄骨造平屋建

③建築面積 106.91㎡ 延床面積 115.19㎡

④内容 厨房、サロン、談話室、活動室、トイレ

(トイレ、駐車場、駐輪場は「ゆうあい広場」利用者と共用)

⑤主な備品 厨房機器一式、サロン(机、いす)、談話室(座卓)、活動室(机、椅子、ビデオデッキ、プロジェクター、囲碁、将棋セットなど)

⑥その他 プレハブ型事務所 9.79㎡

(2) 施設の目的

この施設は、世代間の交流を促すとともに、高齢者の生きがい活動や健康づくりを推進し、高齢者の閉じこもり防止や介護予防の拠点の用に供するために設置したものです。

2 指定管理者に行わせる業務

(1) 施設の維持管理に関する業務(以下「管理業務」という。)

施設の維持管理及び軽微な修繕は指定管理者の責任において行っていただきます。(ただし、原形を変ずる修繕及び模様替えを除きます。)

(2) 事業内容

① サロンの運営

誰もが自由に集うことができる場の提供

② 高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加、社会貢献を推進するなどの介護予防事業

③ 本町が別途委託する「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」の主な内容
教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催

※各年度の委託内容は《資料1》を参考にしてください。

3 指定管理者の指定の予定期間

5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び施設の目的に沿った管理

関係法令等を遵守し、施設の目的に沿った運営を行うこと。

(2) 開館時間

4月から10月までは、午前9時00分から午後5時00分まで

11月から3月までは、午前9時00分から午後4時00分まで

(3) 休館日

日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

※指定管理者は町と協議し、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができます。

(4) 利用料金

富加町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、利用料金は無料とします。ただし、2の(2)の事業を実施するに当たり、参加者から参加費等の実費を負担させることができます。

(5) 個人情報の保護

指定管理者には、富加町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により、施設の管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いの義務が課せられます。

(6) その他

その他、必要な事項については、協定の中で定めます。

5 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準及び管理業務に従事する者の配置基準

設備、備品等の管理、防火管理者の設置、利用者への対応等、施設の円滑な管理運営に支障のない組織体制を整え、必要な人員を配置していただきます。

6 年間管理料

年間管理料は、会計年度ごとに町との協議に基づき決定した経費以内とします。各年度の年間管理料は《資料2》を参考にしてください。なお、2(2)③の事業については、委託料を別途指定管理者に支払います。

7 管理業務に関する負担区分

(1) 町が負担する内容

- ① 施設管理にかかる人件費（管理者・管理人）
- ② 消耗品（蛍光灯、トイレトーパー、電球等）
- ③ 施設管理費（上水道使用料・電気料金・ガス料金・電話料金の基本料金分）
- ④ 下水道使用料（全額相当分）
- ⑤ 清掃費（清掃道具の借上料、清掃委託分）
- ⑥ 役務費（検便費等）
- ⑦ 施設の大規模な修繕及び主な備品の修繕費

- ⑧ 主な施設備品の購入費
- ⑨ 消防用設備点検委託料
- ⑩ 空調設備保守点検委託料
- ⑪ 建物共済保険料

※①～⑥は年間管理料に含みます。参考として、令和2年度の年間管理料（予定）《資料2》をご参照下さい。

(2) 指定管理者が負担する内容

- ① 施設管理費の一部（上水道使用料・電気料金・ガス料金・電話料金の基本料金以外の分）
- ② 事業系ごみ袋の代金及びごみ処理委託料
- ③ その他町が負担する内容以外のもの全て

8 申請の資格等

(1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループであること。但し、申請する法人等又はその代表者が次のいずれにも該当しないものに限ります。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者及び懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過していない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することとなる者
- ④ 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続をしている者
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある団体若しくは構成員
- ⑦ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 複数の法人等での共同申請

複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請の場合には次の点に留意してください。

- ① グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表法人等及び構成員の変更は、原則として認めません。
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。

9 申請方法

(1) 提出書類

次のア～キまでの書類を10部（正1部、副（写）9部）提出してください。

① 指定申請書（町指定の様式）

※富加町のホームページからダウンロードできます。

② 事業計画書（任意の様式）

ア 運営方針

指定期間の全体及び各年度の施設の運営方針

特に効果的・効率的な管理運営及び利用率の向上の提案

イ 管理運営計画

指定期間の全体計画及び単年度の計画

ウ 管理運営組織と職員配置表、業務分担と勤務体制

配置人員及び職員の業務分担、職員の勤務時間と勤務表

③ 管理に係る収支計画書

指定期間の年度ごとに収入額と支出額を記載

④ 概要書

法人等の組織及び運営に関する事項が記載されているもの

ア 定款及び法人登記簿

本社及び事3業所の名称、所在地、設立年月日、従業員数等

イ 経営理念や方針及び組織図

ウ 代表者・役員等の氏名・履歴

⑤ 実績書

法人等の現年度及び過去2年度の事業実績と経営及び資産状況が記載されている書類

ア 現年度の事業計画書及び収支予算書

イ 過去2年度の実績書類（決算関係書類）

⑥ 法人町（市）民税の納税証明書（未納がないことの証明書）

⑦ その他町長が必要と認める書類（追加資料等）

(2) 提出先及び提出方法

開庁日に富加町役場福祉保健課へ直接持参してください。

※郵送等による提出は不可

(3) 提出期限

令和元年9月5日（木）から令和元年10月7日（月）の午後5時00分まで

(4) 留意事項

① 事業計画書等の著作権は、申請された法人等に帰属します。ただし、町は指定管理者の審査、公表等に必要の場合は、当該事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は原則返却しません。

② 申請に必要な経費はすべて申請者の負担とします。

③ 申請後辞退される場合は、辞退届を提出してください。（任意の様式）

10 質問の受付

- (1) 受付期限 令和元年9月20日(金)まで
- (2) 受付方法 質問書(任意様式)をFAX又は電子メールで提出してください。
 - ① 宛先 富加町役場 福祉保健課
 - ② FAX 0574-54-2461
 - ③ E-mail fukushihoken-g@town.tomika.gifu.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和元年9月27日(金)までに富加町ホームページで公表します。

11 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

指定管理候補者の選定審査は、富加町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で行います。

選定審査は、提出書類の書類審査のうえ、申請者によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの時間、場所等については、提出期限後に別途通知します。

(2) 選定の基準

指定管理候補者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項等を考慮して総合的に判断します。

- ① 町民の平等の利用を確保することができる団体であるか。
- ② 事業計画が適切なものであり、施設の利用率の向上が図られ、最も効果的・効率的な管理を実施でき、経費の縮減を図られる団体であるか。
- ③ 事業計画書から指定管理期間を確実・安定的に管理する経理能力と経営能力がある団体であるか。
- ④ 施設の設置目的を十分理解し、町の福祉施策に協力する団体であるか。

(3) 候補者の決定及び通知

町は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、全申請者に結果を文書で通知します。

(4) 審査対象からの除外

- ① 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類が提出期限を経過してから提出された場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理者を指定するまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

12 指定管理者の指定

町は、指定管理者の候補に選定された団体について、富加町議会の議決を経て指定管理者として指定します。

13 問い合わせ先

富加町役場 福祉保健課 福祉保健係

〒501-3392

富加町滝田1511番地

電 話 0574-54-2183 (直通)

F A X 0574-54-2461